

ラートブルッフ教授の還暦を祝して

常盤敏太

教授は一八七八年十一月二十一日にリュウベックの町に孤々の聲を擧げた。新教に屬し、リュウベックのカテリノイム高等学校を卒業し、ミュンヘンを振り出しにライプツヒ・ベルリンで法律學の勉學をなした。特に、フランツ・リストの弟子として師事した。一九〇一年にベルリンで試補試験に合格し、故郷リュウベックで司法官試補を拜命した。續いて、一九〇二年にはベルリンで法學博士の學位を得、翌一九〇三年にはハイデルベルグ大學の講師に招聘せられたのである。この大學教師としては勅任教授リエンタール郷の許で就職したのである。その後一九一〇年に同大學の助教授に昇任せられた。又、同年東プロシヤ・ケーニッヒスベルグの豫算に組入れられた助教授に任命せられて赴任した。歐洲大戦勃發するや一九一五年より同一八年迄、西部戦線で四年の長きに亙り戦争に参加したのである。戦艦んで一九一九年には再び教壇の人となつた。それは、實に、キール大學の助教授であつたのである。さうして、同年ラートブルッフ教授の還暦を祝して

中に同學の教授に昇任せられるに至つた。この間又、足跡を實際政治の上にも印することとなつたのである。しかし、師の政界への進出は通常人のそれと軌を同じうしてゐない。ハイデルベルグ大學講師時代に一聽講生であつた、後のエーベルト大統領は年下なれど師の人物と識見に傾倒し、師も亦一職工のエーベルトの人物を尊敬して交通してゐたことに始まる。かくて、エーベルトがワイマールに綱領を發表し、共和黨が宣言をなすときにはその智囊に必ず師が働いてゐたのである。しかし、實際に表面に現はれて來たのは一九二〇年頃からである。即ち、一九二〇年から同二四年の間には帝國議會の議員に選舉せられた。一九二一年、二年の交、ヴィルトツ臺閣に列して司法大臣に任ぜられ、翌一九二三年にはストレゼマン内閣の法相をも務めたのである。この臺閣中において、その専門の刑事方面において、殊に少年法を完成したことは、有名な不朽の功績である。とまれ、第二帝國においては、臺閣にあると否とを問はず、共

和黨の智囊として、その圓滿なる人格はよく黨の内外の人心を博し、憲法發布記念日には、或は首都に或はハンブルグ、キール等主要都市に祝賀代表演説をなしたのである。このことはナチ政權の確立一九三三年迄続いた。これが又、師の人格にも拘らず彼を學界からも退かしむる直接の原因となつたのである。さて、再び學歷としては一九二六年にはキールから轉じて、曾遊の地ハイデルベルグに教授として招聘せられた。その後、季年ならずしてベルリン大學への招聘がなされたが、師は第二の故郷ハイデルベルグを去ることを好まなかつた。よしベルリンは政治上の活動地として最適であつても、學究の師自身は最早それを好まなかつたし、他方ハイデルベルグのよき友アンシユッツ教授、ウエーバー一家、エリネック一家等々との交友はベルリンの多忙の中では得らるべくもなかつたからであらう。かくて、一九三三年は來た。ナチの革命がそれである。ラートブルッフ教授は、一九三三年早々、官吏服務法第四條の所謂政治上の理由で、ハイデルベルグ大學を逐はれたのである。爾後二年餘、リタウエンの首都コブノー大學や、リオン大學、さてはアメリカの諸大學からの招聘はあつたが、公私何れかに難點や障碍を生じて、何れをも果たさなかつたのである。それに、彼の人間味は、ドイツ人には珍らしく、過去の政治上の同志の

個人的な面倒を見ずには居られなかつたのである。さうして、この間、又、自己の最愛の弟子ダムを新政權の下に刑法上立役者として送ることすら怠らなかつた。第二帝國の運命を知つた彼は、よく第二帝國時代の思想は自分達がリストから繼いでこれを完成し、自分を以つて終る、とは、よく師の口にせられたところである。一九三五年自らも進んで、英國のオックスフォード大學に學部の客分として招かれた。出發に當つて、高等學校を卒業しミュヘンに學ぶ娘レナーテと、新にアビツールを濟ました息子アンゼルムを、ヒットラー青年の旗下に北ドイツの勤勞奉仕に送つた師である。息子アンゼルムは、その熱望により軍務に服してゐる。自動車の運轉の免狀を得てこの方面を志願したとのことである。人間味に富む博愛主義の彼が最近のわたくしへの手紙には『新時代の人々は新政權の下に新活動を欲する。わたくしは忤の欲求を、妨ぐべきではないであらう』と書かれてゐた。師は痼疾足關節神經痛のため一九三六年にオックスフォードからハイデルベルグの山添に歸つた時には、その息子は機動隊の準士官として活躍してゐた。今は最早少尉でもあらうか。

ラートブルッフ教授は、昨今、その典雅な文章を以つて、『刑法の文化史・七論』を完成せられた。既に、長く從事してゐる

リストの傳記は、その一生の最後の仕事だと、しばしば述べられてゐる。最近健康が勝れないうと報ずる婦人の言葉の如く、彼は、リスト傳は師の遺稿となつてゐるが、薄氷を踏む如く聞くのである。その師のための傳記に餘生を捧げる師の讀者の如き最後は劇的である。しかし、その師のためは「ちひなな」なわれわれの文化史のため、「一日でも長く、生きつゝのなほ」ならぬ。師の遺曆祝賀と共に人間のため、仕事の上から師の尊嚴を述べ。

主なる著作

- 1902, Die Lehre von der adäquaten Verursachung. (學位請求論文)
- 1903, Der Handlungsbegriff in seiner Bedeutung für das Strafrechtssystem. (教授就任論文)
- 1905 ff, 4 Beiträge zur vergleichenden Darstellung des deutschen und ausländischen Strafrechts. (Abtheilung, Aussetzung, Erfolgshaftung, Strafänderung).
- 1907, Einführung in die Rechtswissenschaft. 7. und 8. Auflage 1929.
- 1914, Grundzüge der Rechtsphilosophie.
- 1919, Religionsphilosophie des Rechts (mit Prof. Dr. Tillich

- unter dem Titel "Religionsphilosophie der Kultur") 2. Aufl. 1921.
- 1922, Kulturlehre des Sozialismus. 2. Aufl. 1927.
- 1922, Begründung zum amtlichen Entwurf eines Allgemeinen (d. h. deutschen und oesterreichischen) Deutschen Strafgesetzbuchs. "Entwurf Radbruch."
- 1927, Der Mensch im Recht. Heidelberger Antrittsvorlesung.
- 1932, Rechtsphilosophie. Ganz neu bearbeitete und stark vermehrte Auflage der "Grundzüge der Rechtsphilosophie".
- 1934, P. I. A. Feuerbach. Ein Juristenleben.
- 1938, Elegante Juris Criminalis. 7 Aufsätze zur Geistesgeschichte des Strafrechts. (目下印刷中)

モーラムニマンの著書に關して